

制定 平成25年11月27日 原規総発第1311273号 原子力規制委員会決定

核燃料取扱主任者試験の実施細目等に関する規則第8条第1項の規定に基づく認定基準について次のように定める。

平成25年11月27日

原子力規制委員会

核燃料取扱主任者試験の実施細目等に関する規則第8条第1項の規定に基づく認定基準の制定について

原子力規制委員会は、核燃料取扱主任者試験の実施細目等に関する規則第8条第1項の規定に基づく認定基準を別添のとおり定める。

なお、規制等業務の当面の実施手段に関する方針（原規総発第120919097号）2.（2）の規定に基づき旧原子力安全・保安院から継承されている「核燃料物質の加工の事業に関する規則第8条の12第1項の規定に基づく認定基準」（平成17・12・28原院第10号）は、以後用いない。

附 則

この規程は、平成25年12月18日より施行する。

核燃料取扱主任者試験の実施細目等に関する規則第 8 条第 1 項の規定に基づ  
く認定基準

1. 教員組織に関する事項

(1) 教員に関する基準

- ①核燃料取扱主任者試験の実施細目等に関する規則（平成 年原子力規制委員会第 号。以下「規則」という。）第 1 条第 3 項第 1 号から第 3 号までに掲げる事項に関する授業科目（以下「対象授業科目」という。）のうちいずれかの科目の教員に核燃料取扱主任者免状を有する者を含むこと。
- ②専任教員の数のおおむね 3 割以上は、原子力に関する実務の経験を十分に有する者であること。

(2) 組織の体制に関する基準

- ①核燃料取扱主任者の職務を行うために必要な専門的知識及び経験を修得するための教育課程の編成に際して、核燃料取扱主任者免状を有する教員が参画する仕組み又は意見を述べることができる仕組みを有していること。
- ②教員の質的向上を図るための組織を設置し、対象授業科目の内容及び教育方法を改善するための研修に加え、核燃料施設の現場における核燃料物質の取扱いに関する最新の知見を修得するための研修等に係る仕組み及び計画を有していること。
- ③上記②の仕組み及び計画の実施内容等を教員に周知していること。
- ④対象授業科目間の連携を密にし、教育効果を上げ、改善するための体制が整備されていること。

2. 授業科目及び授業の方法に関する事項

(1) 授業科目に関する基準

対象授業科目には、次に掲げる事項が含まれていること。また、その目的及び内容が明確にされ、かつ教育課程が体系的に編成されていること。

- ①規則第 1 条第 3 項第 1 号の規定による核燃料物質の化学的性質及び物理的性質については以下の事項を含むこと。
  - ・核燃料物質の基礎的性質
  - ・原子炉燃料（構造、強度、燃焼、照射等）
  - ・その他核燃料物質の化学的性質及び物理的性質に関すること
- ②規則第 1 条第 3 項第 2 号の規定による核燃料物質の取扱いに関する技術については以下の事項を含むこと。
  - ・臨界防止
  - ・火災爆発の防止
  - ・耐震対策
  - ・閉じ込め対策
  - ・遮蔽対策
  - ・その他核燃料物質の取扱いに関する技術に関すること

③規則第1条第3項第3号の規定による放射線の測定及び放射線障害の防止に関する技術については以下の事項を含むこと。

- ・放射線の測定
- ・放射線管理（被ばく管理、環境安全）
- ・放射線障害及びその防止
- ・放射性廃棄物の管理
- ・その他放射線の測定及び放射線障害の防止に関する技術に関すること

(2) 授業の方法に関する基準

核燃料取扱主任者の職務を行うために必要な専門的知識及び経験を修得させるため、演習、事例研究その他対象授業科目に関する教育効果を十分に上げられる方法により授業が行われるよう適切に配慮がなされていること。

(3) 授業科目等の周知に関する基準

課程の目的、対象授業科目及びその内容並びに授業の方法を教員及び学生に十分に周知していること。

### 3. 成績評価基準に関する事項

(1) 評価の方法に関する基準

- ①成績評価基準について、対象授業科目ごとに評価の視点及び基準を明確にしていること。
- ②成績の評価については、客観性及び厳格性を確保するとともに、可能な限り定量的に基準を定めていること。
- ③原則、受講実績及び筆記試験により成績を評価していること。また、筆記試験の実施が困難な場合は、筆記試験に代わる評価方法を適切に定めていること。

(2) 評価の体制に関する基準

対象授業科目ごとの評価の仕組みに加え、核燃料取扱主任者試験合格者と同等以上の専門的知識及び経験を有することを証明するための総合判定を行い、かつその結果に基づき証明書の交付を行う仕組みを有していること。

(3) 成績評価基準の周知に関すること

成績評価基準を教員及び学生に周知していること。

### 4. 教育研究活動の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項

(1) 評価の体制に関する基準

- ①評価事務の管理責任者が置かれていること。
- ②評価事務を運営管理する組織が設置されていること。

(2) 評価の項目等に関する基準

- ①評価の項目には次のものを含むこと。
  - (i) 対象授業科目（教育方法を含む。）の内容に関すること
  - (ii) 3. (2) の証明書の交付を受けた者全体の質に関すること
  - (iii) 評価方法に関すること
- ②評価に当たっては、教員及び学生の意見、要望を考慮していること。

- ③評価に当たっては、核燃料施設の現場における核燃料物質の取扱いに関する最新の知見を考慮していること。
  - ④第三者評価を評価の仕組みに取り入れていること。
- (3) 計画の周知、記録の閲覧に関する基準
- ①自ら行う点検及び評価に関する計画を教員及び学生に周知していること。
  - ②自ら行う点検及び評価に関する記録を教員が閲覧できること。
- (4) 継続的改善に関する基準
- 評価した結果を対象授業科目の内容や運営方法に確実に反映していること。